

重要事項説明書

株式会社 Hikarie

放課後等デイサービス・児童発達支援 HIKARIE 3rd

当事業所では、利用者に対して、児童福祉法に基づき、放課後等デイサービス事業・児童発達支援事業を提供します。なお、この重要事項説明書は、利用契約の内容について、より詳しくご理解いただくためのものです。

1 サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社Hikarie
所在地	岐阜県本巣市三橋1044番地37
電話番号	058-338-8753
代表者氏名	代表取締役 瀬瀬 智宏
設立年月	令和2年10月24日

2 利用施設

事業所の種類	指定障害児通所支援事業所 放課後等デイサービス 児童発達支援事業 岐阜県指定事業所番号(2153400128)
事業所の名称	放課後等デイサービス・児童発達支援HIKARIE 3rd
事業所の所在地	〒501-0406 本巣市三橋1100番地59
連絡先	電話番号 058-337-9196 FAX 058-337-9196
管理者	成瀬 友紀・佐竹 かすみ
児童発達支援管理責任者	成瀬 友紀・小掠 恵里子
開設年月日	令和4年5月1日
サービスの実施地域	本巣市・北方町・瑞穂市の全域、岐阜市の一部(北西部)、 揖斐郡の一部(南東地域)
定員	20名

3 サービスの目的・運営方針

目的	学齢期にある心身障害児に対し、学習や文化活動などを通して集団活動や社会適応の訓練、基礎的な育成指導等を行うことを目的とします。
運営方針	放課後デイサービス及び児童発達支援を通じて、生活能力の向上に必要な訓練を行い、社会との交流を促進するために、当該障害児の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効率的な療育を実施します。

4 職員数・勤務状況

当事業所では、各事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置しています。なお、職員の配置については、児童福祉法と障害者総合支援法の指定基準を遵守しています。

<職員数>

管理者	2名	常勤 2名（うち1名：児童発達支援管理責任者兼務） 管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	2名	常勤 2名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する利用者に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用者及び利用者の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
指導員	9名	児童指導員 常勤 1名 保育士 常勤 4名 保育士 非常勤 4名 個別支援計画に基づき利用者及び利用者家族に対し適切に指導等を行います。

5 事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下の通りです。

居室・設備	室数	備考
指導訓練室	3室	・活動（制作活動・集団活動等）をする。 冷暖房・各種教材・ホワイトボード
多目的室	1室	・個別指導、学習指導等を行う。 ・療育相談、保護者との面談等をする。 冷暖房
トイレ	2室	洋式トイレ 1室

6 営業時間とサービス提供時間等

営業日	月曜日～土曜日 ※ただし、8月14日から16日、12月29日から1月3日までを除く。	
営業時間	月曜日～金曜日	午前9時30分～ 午後6時30分
	土曜、祝日、長期休暇、 学校休業日	午前8時30分～ 午後5時30分
サービス提供日	○放課後等デイサービス：月曜日～土曜日 ○児童発達支援：月曜日～水曜日、土曜日 ※ただし、8月14日から16日、12月29日から1月3日までを除く。	
サービス提供時間	○放課後等デイサービス 月曜日～金曜日：午後2時～午後6時 土曜、祝日、長期休暇、学校休業日：午前9時半～午後4時 ○児童発達支援 月曜日～水曜日：9時半～14時 土曜、祝日、長期休暇、学校休業日：9時半～12時	
主たる対象者	知的障害並びに身体障害、並びに発達障害児童としますが、それ以外の障害もご相談に応じます。 放課後等デイサービス対象年齢：小学校1年生～高校3年生	

7 サービス内容

放課後等デイサービス・児童発達支援における「個別支援計画」に基づき、自立した日常生活を営むために必要な支援・療育を行います。

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	集団遊びや創作活動などを通じ・自立性を高める訓練を実施します。
健康管理	医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
日常生活上必要となる諸経費	利用日の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品実費 ②創作活動に係わる材料費 ③給食サービス提供に係わる食事代 ④おやつ代	実費

	<p>⑤その他日常生活において通常必要となるものに係わる経費であって保護者に負担してもらうのが適切とみられるもの の実費</p> <p>⑥行事参加代</p>	
能力向上の説明となる諸経費	<p>本人が検定試験等能力を証明する検定試験を受験する場合は検定料をいただきます。</p> <p>また、それに伴いテキスト等が必要な場合はテキスト料金をいただきます。</p>	実費

8 サービス利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代表受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を利用者が負担致します。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記7「サービス内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

9 利用者の記録及び情報管理等

(1) サービス実績記録票の確認

本事業所では、サービス提供ごとにサービス実績記録票にサービス内容、実施日時、時間を記録しお渡ししています。サービス実績記録票を確認いただき内容に間違いがないか確認の上、押印をお願いいたします。なお、個別支援計画書及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供より5年間保存します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

緊急連絡先	<p>住所：</p> <p>電話番号：</p> <p>氏名：</p> <p>続柄：</p>
HIKARIE 協力医療機関	<p>医療機関名：糸貫内科クリニック（内科・小児科）</p> <p>主治医：瀬川 孝</p> <p>所在地：本巢市三橋 205-1</p> <p>電話番号：058-323-7117</p>
かかりつけの医療機関	<p>医療機関名：</p> <p>所在地：</p> <p>電話番号：</p>

1.1 事故発生時の対応

事業所は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険(火災保険・自動車保険・学校契約団体傷害保険)に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

1.2 苦情の受付に及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 本事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

本事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 成瀬 友紀 ・解決責任者 成瀬 友紀 ・ご利用時間 10:00～16:00 (日・HIKARIE 休業日除く) ・電話番号 058-337-9196 ・FAX 058-337-9196 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
本巢市役所 福祉敬愛課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：岐阜県本巢市下真桑 1000 番地 電話番号：058-323-7752
北方町役場 福祉健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：岐阜県本巢郡北方町長谷川 1 丁目 1 番地 電話番号：058-323-1119
瑞穂市役所 福祉生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：瑞穂市別府 1288 電話番号：058-327-4123
岐阜市役所 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：岐阜県岐阜市今沢町 18 番地 電話番号：058-265-4141
大野町役場 民生部福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地 電話番号：0585-34-1111
揖斐川町役場 住民福祉部健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地 電話番号：0585-22-2111

(2) 行政機関その他苦情受付期間

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 成瀬 友紀 ・ご利用時間 10:00～16:00 (日・HIKARIE 休業日除く) ・電話番号 058-337-9196 ・FAX 058-337-9196 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
------------------	--

令和 年 月 日

放課後等デイサービス・児童発達支援 HIKARIE 3rd の利用に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

(所在地) 岐阜県本巣市三橋 1100 番地 59

(施設名) 放課後等デイサービス・児童発達支援 HIKARIE 3rd

(説明者) 成瀬 友紀

私は、本書面に基づいて事業者から、放課後等デイサービス・児童発達支援 HIKARIE 3rd の利用について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者名 _____

保護者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

利用者との関係 () _____